

岩手県告示第3号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第51条第2項の規定により、次の認定特定非営利活動法人の認定の有効期間を更新した。

令和2年1月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 名称 特定非営利活動法人岩手県就労支援事業者機構
- 2 代表者の氏名 木川田典彌
- 3 主たる事務所の所在地 盛岡市上ノ橋町1番50号
- 4 認定の有効期間 令和2年1月29日から令和7年1月28日まで